

市町村コード	事業所税	
132039	領収証書 (公)	
東京都		
武蔵野市		
口座番号	加入者	
00150-4-961572	武蔵野市会計管理者	
所在地及び名称		
〒		
(電話番号)		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
. . から . . まで		
事業所税額	01	円
延滞金	02	円
合計額	03	円
納期限	. .	領収日付印
上記のとおり領収しました。		領収日付印
(納税者保管用)		
○この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。		

市町村コード	事業所税	
132039	納付書 (原符) (公)	
東京都		
武蔵野市		
口座番号	加入者	
00150-4-961572	武蔵野市会計管理者	
所在地及び名称		
〒		
(電話番号)		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
. . から . . まで		
事業所税額	01	円
延滞金	02	円
合計額	03	円
納期限	. .	領収日付印
上記のとおり納付します。		領収日付印
(金融機関保管用)		

市町村コード	事業所税	
132039	領収済通知書 (公)	
東京都		
武蔵野市		
口座番号	加入者	
00150-4-961572	武蔵野市会計管理者	
所在地及び名称		
〒		
(電話番号)		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
. . から . . まで		
事業所税額	01	円
延滞金	02	円
合計額	03	円
納期限	. .	領収日付印
指定金融機関	三菱東京UFJ銀行	
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	
上記のとおり通知します。		
(市保管用)		

注意

1. 納期限までに納付されなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を納付していただくことになります。

ただし、平成26年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する期間については、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）、年7.3%の割合に該当する期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）となります。

また、督促状を發した日から起算して11日目までに納付されなかった場合には滞納処分を受けることになります。

2. やむをえず納期限を過ぎて納付される場合でも左記金融機関では、翌年の5月末日まで取扱います。

武蔵野市役所  
財務部資産税課家屋係  
電話 0422-60-1825 (ダイヤルイン)

- 納めるところ
- ◎武蔵野市役所内及び各市政センター内金融機関窓口 (平日の午後5時まで)
  - ◎市指定金融機関 三菱東京UFJ銀行
  - ◎市指定代理金融機関 多摩信用金庫 (国内本支店)
  - ◎市収納代理金融機関 (国内本支店) みずほ銀行 西武信用金庫 山梨中央銀行 三井住友銀行
  - 三菱UFJ信託銀行 りそな銀行 みずほ信託銀行 三井住友信託銀行 大東京信用組合 西武信用金庫 山梨中央銀行 東日本銀行
  - 中央労働金庫 新生銀行 西京信用金庫 昭和信用金庫 東京スター銀行 埼玉りそな銀行 群馬銀行 S M B C 信託銀行
  - 荘内銀行 ◎東京むさし農業協同組合及び都内の各農業協同組合 ◎東京都・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局